別表一の二の表中「⑿の15％又は19％相当額」を「⑿の15％、17％又は19％相当額」に、「㉛の15％又は19％相当額」を「㉛の15％、17％又は19％相当額」に改め、同表の記載要領第一号中「第10号」を「第12号」に改め、同第六号後段を削り、同第十一号を同第十二号とし、同第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同第七号を同第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

9　「㉛の15％、17％又は19％相当額　㉝」の欄の記載に当たつては、第６号に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　令和７年４月１日以後に開始する事業年度　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　㉑」の欄の金額が10億円以下であるときは「、17％又は19％」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15％、」及び「又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

⑵　令和７年４月１日前に開始した事業年度　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

別表一の二の記載要領第六号の次に次の一号を加える。

7　「⑿の15％、17％又は19％相当額　⒁」の欄の記載に当たつては、前号に規定する外国法人の次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　令和７年４月１日以後に開始する事業年度　租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）　⑴」の欄の金額が10億円（当該事業年度が１年に満たない場合には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。⑴及び第９号⑴において同じ。）以下であるときは「、17％又は19％」を消し、同条の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15％、」及び「又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

⑵　令和７年４月１日前に開始した事業年度　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

別表三（一）の表中「留保控除額（別表三（一）付表一「33」）」を「留保控除額（別表三（一）付表一「34」）」に改め、同表の記載要領第一号⑵中「別表十（六）「15」」を「別表十（七）「15」」に改め、同第二号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表三（一）付表一の表を次のように改める。